

医師確保対策の推進に向けた緊急アピール

北海道東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊・先駆的医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積している。

こうした中、国においては、平成18年8月に策定した「新医師確保総合対策」等に基づき、医師確保に関する種々の施策を講じているところであり、また、今年5月31日には、政府・与党による「緊急医師確保対策について」が打ち出されたところである。

これらを踏まえ、地域医療の確保に当たっては、国の責務としてより実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

- 1 地域の医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、平成9年に閣議決定された医学部の定員に関する方針を見直すこと。
- 2 小児科・産婦人科・麻酔科・精神科など医師不足が特に深刻な特定診療科について、実効性のある医師確保対策を早急に講じること。
- 3 国が実施する緊急臨時的医師派遣について、地域の実情を踏まえ長期間にわたり医師不足地域に医師派遣がなされるなど実効性ある運用を図ること。
- 4 大学医学部における入学定員の増員に伴う施設整備や指導教員の増員に対する支援措置を講じるとともに、暫定的な医師養成数増の措置期間終了後も医学部入学定員増を継続すること。
- 5 地域医療の従事を要件とする奨学金制度や過疎地で必要とされる総合医養成のための取組に対する財政支援の充実を図ること。
- 6 卒後臨床研修制度の導入による影響を検証し、都市部への研修医の集中を是正する方策を確実に実施するなど、へき地医療や特定診療科医療に配慮した制度の見直しを図ること。

- 7 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加することや臨床研修修了後の過疎地勤務の義務付けなど医師のへき地等勤務を促す具体的な方策を検討すること。
- 8 病院勤務医の離職防止を図り、地域における適切な医療を確保していくため、勤務医の処遇改善に向けた国の指針づくり等を進めるとともに、診療報酬については、病院への重点的な配分がなされるよう見直すこと。
- 9 今後ますます増加が見込まれる女性医師が継続して働くことができるよう、夜間及び病児保育等の保育制度の充実や、出産・育児等による離職後の再就職支援等、就業環境の整備のため必要な措置を講ずること。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦

地方税財政制度改革に向けた緊急アピール

北海道・東北各県の自治体においては、過去数年にわたり地方交付税の削減等が続いたことから、極めて危機的な財政状況に陥っている。

総務省が概算要求時に示した「平成20年度地方財政収支の8月仮試算」においては、都市部が中心となる地方税収の増加を見込む一方で、地方交付税（臨時財政対策債を含む）の総額を減とされた。

国・地方を通じた多額の累積債務を抱える中、各自治体においては、これまで以上に行革努力を行っていく覚悟であるが、このような措置が継続されれば、もはや自助努力で対処することは困難となり、地域間の財源格差は拡大を続け、地方の財源不足がさらに深刻化する。

また最近、地方法人二税について一度地方税として収入した税収を他の団体に拠出する方式や国税化して地方に譲与する方式など、地方税の原理・原則を無視した改正により、国の財政再建を最優先し、地方財源を奪い取るかのような、地方分権の流れに逆行する議論も展開されている。

地方の真の実情に目を向け、地方の経営努力を尊重しつつ、地域社会と住民生活を守るための地方財源を確保するため、平成20年度の国の予算編成及び地方財政対策において、次の点についての早急な制度改革を強く求めるものである。

1 地方交付税総額の増額と財源調整機能の充実強化

平成20年度の地方交付税について、次の措置を講じることが必要である。

- (1) 地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能を適切に発揮するため、社会保障関係経費など地方の財政需要が増大を続けていることを踏まえ、地方財政計画の策定にあたっては歳出を適正に見積るとともに、近年の法定5税の伸びを踏まえて、出口ベースでの地方交付税の総額を増額すること。
- (2) 頑張る地方応援プログラムを現行制度の中で継続する場合には、当該プログラム相当分を地方財政計画に明示した上で歳出総額に加算するとともに、見合いの財源として交付税総額を純増（別枠として増額）すること。
- (3) 臨時財政対策債（赤字地方債）への振替えを解消し、地方の財源不足の全額を地方交付税で措置できるよう、地方交付税総額を確保すること。
- (4) 臨時財政対策債による対応を残さざるを得ないとしても、臨時財政対策債が地方交付税の代替財源であるという性格どおりに、財源不足が生じている団体のみ適切に配分されるよう、各団体の発行可能額の算定方法の見直し（そのために必要となる基準財政需要額〔臨時財政対策債振替前ベース〕水準の引き上げを含む）を行うこと。

- (5) 財源調整機能を回復するため、例えば税目ごとに算入率を設けるなど、地方の企業誘致等による税収確保努力に配慮しつつ、基準財政収入額の算入率の引き上げ（留保財源率を引き下げ）を行うこと。
- (6) 集落点在により高コスト化が避けられない過疎地域、なかでも豪雪地域などの地理的条件が不利な実情を地方交付税に適正に反映させること。

2 地方税の偏在是正

地方の役割に応じた税源配分を実現し、地方税を中心とする地方の歳入構造を確立するため、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とするよう、偏在の少ない税目による税源移譲を進めることが必要である。

また、当面、平成20年度税制改正においては、税源偏在を縮小し、より適切な税収帰属を図る観点から、次の措置を講じることが必要である。

- (1) 地方消費税の清算基準や地方法人二税の課税標準の分割基準の見直し及び外形標準課税の拡充を行うこと。ただし、地方法人二税について、一度地方税として収入した税収を他の団体に拠出する方式や、国税化して地方に譲与する方式へ改正しようとする最近の議論については、地方税の原理・原則を無視したものであり、到底容認できないものであること。
- (2) 地方法人二税の一部を国へ、消費税の一部を地方へ、という税源交換を行い、税源の偏在性の縮小を図ること。
- (3) これらの偏在是正策は、地方財政計画の歳出総額の維持・充実を図りながら実施するものとし、この偏在是正が地方交付税総額の減少要素とならない形で実施すること。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦